

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和6年 9月 2日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府大阪市北区大淀中1-1-88	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） S H ホテルシステムズ株式会社 代表取締役 田森 直紀

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数				
	エアコンディショナー	18 台	0 台	0 台	18 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	105 台	1 台	0 台	105 台				
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	3.5	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成							
	廃 棄 時	第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するようマニュアルにまとめて運用							
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	第一種特定製品の日次点検、週次点検、月次点検を実施。点検表は1ヶ月ごとに管理部門で確認し、機器に異常がないかチェック							
	廃 棄 時	第一種特定製品の廃棄時には、フロン排出抑制法に従い行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認							
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	事業所内に、別の事業者が管理する自動販売機等を設置する際には、ノンフロン製品を設置してもらうよう促す								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。